

津山市公共下水道全体計画区域
の変更について（答申）（案）

令和 年 月

津山市下水道事業検討審議会

令和 年 月 日

津山市長 谷 口 圭 三 様

津山市下水道事業検討審議会

会長 長 谷 川 勝 一

津山市公共下水道全体計画区域の変更について（答申）

令和4年7月8日付，津都下第479号で本審議会に諮問のありました「津山市公共下水道事業全体計画の変更」について，別紙のとおり答申いたします。

今後，本審議会の意見を参考として事業を進めるとともに，下水道事業の推進にあたっては，事業の効率性，関係者の合意形成及び実施過程の透明性の向上に一層努めるよう求めます。

(別紙)

1. 本審議会における審議経過

本審議会は、津山市公共下水道事業全体計画区域（以下「全体計画区域」といいます。）の変更について、客観性及び透明性を確保するため、津山市執行機関の附属機関として、令和4年4月14日に設置されました。

本審議会では、第1回及び第2回審議会において、公共下水道事業の概要、現状の説明を受けた後、第3回審議会において全体計画区域の変更の方針（見直し案）の提示を受け審議を進め、その結果を取りまとめました。

2. 公共下水道全体計画区域の変更について

公共下水道は、公共用水域の水質保全及び生活環境の改善に寄与する都市基盤施設として重要な役割を担っており、将来にわたってもその機能を持続していかなければならず、そのためには、施設や設備の計画的な維持管理と更新が必要です。

本市の公共下水道事業は、最も古い津山処理区で、昭和52年の事業着手から45年、平成3年の供用開始から32年が経過していますが、令和3年度末における全体計画区域に対する整備率は、市全体で56%となっています。

また、電気・機械設備については、すでに更新の時期を迎えているものもあり、その他の施設や設備についても順次更新時期を迎えることから、新たな整備とともに施設や設備の更新が必要となっています。

これらの状況を踏まえると、現在の全体計画区域の整備完了には、今後30年以上が必要であると予想されます。

下水道施設の維持管理は、下水道使用料を財源としていますが、人口の減少や昨今の節水型機器の普及により水需要が減少傾向であるため、今後の下水道使用料の伸び悩みが予想され、将来的には下水道使用料の大幅な値上げによる住民負担の増大が懸念されるところです。

このような状況のもと、下水道事業の安定的かつ持続的な経営を図っていくため、これまでの全体計画区域を見直すことは妥当であると判断します。

ただし、見直しにあたっては、用途地域など、土地の利用状況や各種計画との整合を図るとともに、検討の対象となる地域の住民に対して十分な説明を行い、コンセンサスを得たうえで進めることを望みます。

なお、今後の公共下水道事業の推進にあたっては、次のことを申し添えます。

現在の公共下水道事業認可区域の早期整備完了に努めるとともに、新たな公共下水道事業認可区域の設定においては、事業の効率性や採算性を勘案し、整備効果の高いと判断される地域から順次行うよう希望します。

また、これまでの10年程度より短い期間で、社会情勢や経営状況等を踏まえて全体計画区域の見直しの必要性を確認し、適宜見直しを実施するよう希望します。

3. 合併処理浄化槽設置整備事業補助金について

本市においては、公共下水道事業認可区域及び農業集落排水区域を除く地域において、公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を目的として、合併処理浄化槽の設置に対する補助を行い整備を進めています。

また、将来的にも公共下水道や農業集落排水施設を整備しない地域に対しては、**単独市費**での上乗せ補助も行っています。

経済性の比較による理由や将来的な住民負担の増大の抑制を目的に、汚水処理の整備手法を**変更**する趣旨は理解できますが、利用者たる住民の立場から、公共下水道と合併処理浄化槽との整備に係る住民負担の公平を求めます。

そのため、合併処理浄化槽設置整備事業補助金について次のことを希望します。

全体計画区域外の設置者に対する単独市費での上乗せ額の増額等、補助制度を拡充すること。

全体計画区域外の合併処理浄化槽の更新に対する補助について検討すること。